

はじめに

1 ヒグマ対策の変遷

ヒグマは北海道の自然の豊かさを象徴する大型動物ですが、特に明治時代の開拓期以降、人家への襲撃や悲惨な人身被害等が頻発し、危険な害獣として恐れられ、その対策として捕獲が行われてきました。

特に昭和37年には、大冷害に襲われたことに加え火山の噴火などもあり、餌や生息環境を奪われたヒグマは人身・家畜及び農作物に甚大な被害を発生させました。このため北海道は、翌昭和38年度に「ヒグマ捕獲奨励事業」を開始し、捕獲を推進することとしました。更に昭和41年度からは、ヒグマの生息数を積極的に減少させるため「春グマ駆除」を開始しました。春先は草木が繁茂する夏以降に比べて見通しが良く、また、積雪があることから足跡の追跡もしやすく、安全で捕獲効率が高いことから、この制度による捕獲は積極的に実施されました。この春グマ駆除は、捕獲に対して奨励金を支給するヒグマ捕獲奨励事業が終了した昭和55年度以降も継続されましたが、次第に狩猟も含めて捕獲数が減少するとともに、地域によっては絶滅が心配される状況となりました。道内での世論も次第に保護を求める声が高まってきたことなどから、「春グマ駆除」は平成元年の春に実施されたのを最後に廃止されました。

平成に入ってから、人とのあつれきを低減することと地域個体群の存続を図ることが主眼となり、あつれきが特に大きい渡島半島地域を対象とした、平成12年12月の「渡島半島地域保護管理計画」の策定をはじめに、平成26年度からは対象を全道域に広げた「北海道ヒグマ保護管理計画」を、平成28年度末には地域個体群ごとの推定生息数を基にして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画として「北海道ヒグマ管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定しました。令和4年4月からは第2期計画となり、現在は、この計画に基づいた科学的かつ計画的な保護管理を推進しています。

2 現在のヒグマ対策の方針

(1) 北海道ヒグマ管理計画

【計画策定の背景・目的】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による第二種特定鳥獣管理計画は平成26年に創設された制度です。科学的にヒグマの生息数を推定するために必要なデータが、生息密度調査やこれまでに行ったモニタリング等により蓄積されたことから、道では、計算機実験により地域個体群ごとの生息数を推定し、平成27年に公表しました。これにより、法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定するために必要な生息数の適正な水準を定めることが可能となり、平成29年には「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図ることを目的とする「管理計画」を策定しました。令和4年には第2期計画を策定し、これに基づいて各種施策を展開しています。

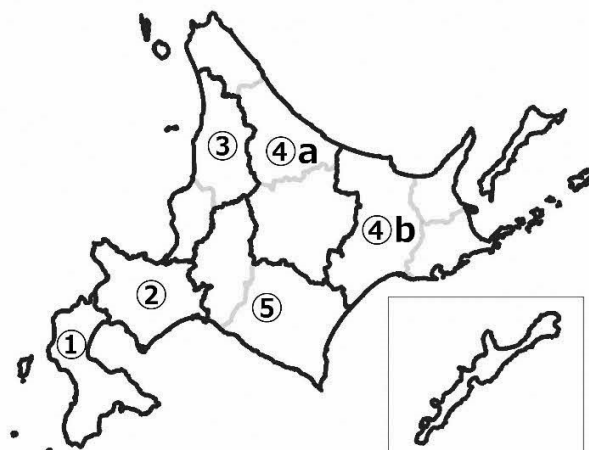
【計画期間】

令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日までの5年間

【管理区域】

対 象：北海道全域

管理区分：市街地などの空白域により、5つの地域個体群に分割（道東・宗谷地域は西部と東部に分割）



【図1 地域個体群の地理区分】

【表1 計画対象地域の地域区分の概要】

(詳細は「管理計画」別冊参考資料編参照)

地域個体群	関係振興局
①渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局の全域、檜山振興局の全域
②積丹・恵庭地域	石狩振興局の一部、後志総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部
③天塩・増毛地域	空知総合振興局の一部、石狩振興局の一部、上川総合振興局の一部、留萌振興局の全域
④道東・宗谷地域 (a 西部、b 東部)	上川総合振興局の一部、宗谷総合振興局の全域、オホーツク総合振興局の全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局の全域、根室振興局の全域
⑤日高・夕張地域	空知総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部、日高振興局の全域、上川総合振興局の一部、十勝総合振興局の一部

【計画の概要】

あつれきの低減と地域個体群の存続を図るため、次の施策を実施

- ・人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減のための方策
- ・地域個体群存続のための方策

(2) ヒグマに関する各種方針について

「管理計画」の目的（人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続）を達成するため、次の3つの方針を策定し、各種対応にあたってい

ます。

i ヒグマ出没時の対応方針

ヒグマによる農林水産業被害及び人身事故を防止するため、出没があった際に円滑な対応を執れるよう、予め準備しておくべき事項とともに、出没した際の対応の考え方について、取りまとめています。

ii ヒグマ人身事故発生時の対応方針

人身事故が発生してしまった場合の対応の考え方と情報の収集について、取りまとめています。

iii ヒグマ捕獲許可取扱方針

鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の考え方等について、取りまとめています。

3 これからの方向性

私たちとヒグマとの関係、特にあつれきは私たちの対策や対応によって変えることができます。人身事故はもとより農作物等への被害の防止は私たちが生活していくために非常に重要な課題です。同時に、北海道の自然生態系の象徴であるヒグマを絶滅させないよう、生物多様性の保全を図っていくことも欠かせません。

ヒグマの分布域は現在5つの地域に分けられ、それぞれの地域ごとに固有の問題があります。その問題を解消していくためには、地域における連携や人材の確保と対応能力の向上が求められます。

現在、各（総合）振興局では「地域連絡協議会」が設置され、関係機関が様々な課題に対する認識の共有、対策の検討や情報共有を行っているところであり、深刻化する問題への対処には、また、こうした組織を活用しながら更に連携が進むことが期待されます。

また、「管理計画」において総捕獲数管理の考えが導入された現在、最前線での対応についても、これまでの数多くの調査・研究が行われ、また、更に新しい成果も得られつつあり、今後はますます科学的知見に基づいた判断・対応が必要となってきます。

市街地等への出没多発をはじめとした比較的新しい問題は、ヒグマの生息状況の変化や土地利用の変化等、地域社会の変容も影響しています。従来はヒグマの存在を意識することなく生活を送っていた地域でも、「何か」をきっかけにヒグマへの対応が必要となる可能性が拡大しています。

ヒグマ対策の方法はその時々状況を反映し、常に変化しており、また、より良い対応のため変化させる必要もあります。ヒグマ対策の基本的な考えは、人の生活圏への出没や人身はもちろん農林水産業への被害をはじめとするあつれきを極力なくすとともにヒグマは絶滅しないようにする、というものです。鳥獣保護管理法による法定計画である「北海道ヒグマ管理計画」を策定した北海道においては、この考えを今後とも変わらず保ち続けられるよう、科学的な知見を活用しながら総合的に対策を展開していくことが、ますます求められます。

4 「ヒグマ対策の手引き」について

この「ヒグマ対策の手引き」は、主に、現場で対策にあたっている市町村職員の方を対象に、業務を進める上で参考になる基本的な知識をまとめたものです。より詳しい情報や手続きの詳細等は、北海道が定めた以下の計画や要領等を確認するとともに、北海道のホームページに掲載している普及啓発などの各種資料も参考にしてください。（要領等は随時改定していますので、常に最新のもの参照してください）

<要領等>

北海道ヒグマ管理計画	ヒグマ管理に関する北海道の基本的な方針を定めたもの。鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣保護管理計画
鳥獣捕獲許可取扱要領	鳥獣の捕獲許可手続きに関し、鳥獣保護管理法、同法施行規則及び施行細則、北海道鳥獣保護管理計画に定める事項を運用するために必要な事項を定めたもの
ヒグマ捕獲許可取扱方針	上記要領の他、ヒグマの捕獲許可の基準等について必要な事項を定めたもの
ヒグマ出没時の対応方針	ヒグマ出没時の状況の把握、体制整備、捕獲などの基本的な考え方と対応の流れを整理したもの
ヒグマ人身事故発生時の対応方針	人身事故が発生した際の対応の連絡や被害者の救助などの基本的な考え方や対応を整理したもの
野生動物保護管理調査実施要領	捕獲された個体を分析することで、野生動物の科学的な保護管理に必要な基礎資料を得るため、その手順等を定めたもの (ヒグマについては「捕獲個体の試料採取における留意事項」を振興局・市町村に通知)
ヒグマ捕獲テキスト	ヒグマを捕獲するために必要な技術や被害防除技術を各地の熟練者から聞き取りまとめたもの

<その他の参考図書>

クマ類の出没対応マニュアル（環境省）	クマ類の出没を減らして被害を減少させるための各種の手法をとりまとめたもの（環境省 HP で入手可）
クマ出没対応事例集（日本クマネットワーク）	クマ類の市街地出没への対応の参考となる事例集（日本クマネットワーク HP で入手可）